

【児童手当拡充内容】

1. 所得制限の撤廃
2. 支給対象児童を中学生年代までから高校生年代(18歳年度末)までに拡大
3. 第3子以降の多子加算支給額を月1万5千円から月3万円に増額
4. 第3子のカウントを高校生年代以下から大学生年代以下(22歳年度末)まで拡大
5. 支払回数を年3回から年6回(12月、2月、4月、6月、8月、10月)に変更

【拡充内容】

主な変更点	拡充前(令和6年9月分まで) 10月支払分まで	拡充後(令和6年10月分から) 12月支払分から
支給対象	中学校終了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生世代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
手当金額	(児童手当) 【3歳未満】 一律……………15,000円 【3歳～小学校修了まで】 第1子及び第2子……………10,000円 第3子以降……………15,000円 【中学生】 一律……………10,000円 (特例給付) 【所得制限限度額以上】 所得上限限度額未満……………5,000円 所得上限限度額以上……………支給なし	【3歳未満】 第1子及び第2子……………15,000円 第3子以降……………30,000円 【3歳～高校生年代】 第1子・第2子……………10,000円 第3子以降……………30,000円 ※特例給付は無くなり、全員本給付(児童手当)対象となります。
所得制限	所得制限額あり	所得制限なし
受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	変更なし
支給月	合計3回 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	合計6回(偶数月) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童及び児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳年度末以降～22歳年度末までの児童